

# BEPS 防止措置実施条約の署名による 我が国の租税条約への影響

Issue 132, June 2017

## In brief

2017年6月7日(日本時間では8日)、「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約(Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion And Profit Shifting)」(BEPS防止措置実施条約)(以下、「本条約」)が、我が国を含む67カ国・地域により署名されました。本条約は、BEPSプロジェクト行動15の勧告に基づき、我が国を含むおよそ100カ国・地域の参加による交渉で策定後、2016年11月24日の交渉会合において採択されたものです。

本条約は、署名した5カ国・地域が批准書、受諾書又は承認書を寄託することにより、その5番目の寄託から所定の期間が満了した後に、その5カ国・地域について効力を生じ、その後に批准書等を寄託する国・地域については、それぞれの寄託から所定の期間が満了した後に効力を生じます。我が国では、国会での承認後に批准書等を寄託されることとなります。本号では、BEPS防止措置実施条約署名による、我が国の租税条約への影響について解説いたします。本条約の概要及び我が国の対応の詳細につきましては、当法人発行 BEPS ニュース「[OECD・BEPS 行動 15 BEPS 防止措置実施条約の署名](#)」をご参照ください。

## In detail

### 1. 本条約の署名国・地域及び我が国が適用対象とする条約

我が国は、110カ国・地域との間で68条約、協定、取決め(以下「租税条約等」)を締結しています(2017年6月1日現在)が、そのうちの63カ国・地域が本条約に署名を行っています。我が国を除く66の署名国・地域のうち、我が国と租税条約等の締結がないのは3カ国・地域にすぎません。なお、下記の署名国・地域の他に、8カ国・地域が署名の意図を表明しており<sup>1</sup>、我が国との租税条約等締結国・地域の署名の増加が見込まれます。

<sup>1</sup> 我が国との租税条約等締結国・地域はカメルーン、エストニア、モーリシャス、ナイジェリア、チュニジアで、租税条約等非締結国・地域はコートジボワール、ジャマイカ、レバノン。

我が国以外の本条約の署名国・地域(66)	
我が国が本条約の適用対象として選択している我が国の租税条約の相手国・地域(32)	アイルランド, イスラエル, イタリア, インド, インドネシア, 英国, オーストラリア, オランダ, カナダ, クウェート, シンガポール, スウェーデン, スロバキア, 大韓民国, チェコ, 中国(香港も含む), ドイツ, トルコ, ニュージーランド, ノルウェー, パキスタン, ハンガリー, フィジー, フィンランド, フランス, ブルガリア, ポーランド, ポルトガル, 南アフリカ, メキシコ, ルクセンブルク, ルーマニア
我が国が本条約の適用対象として選択していない我が国の租税条約の相手国・地域(31)	アイスランド, アルゼンチン, アルメニア, アンドラ, ウルグアイ, エジプト, オーストリア, ガーンジー, キプロス, ギリシャ, クロアチア, コスタリカ, コロンビア, サンマリノ, ジャージー, ジョージア, スイス, スペイン, スロベニア, セーシェル, セネガル, チリ, デンマーク, ベルギー, マルタ, マン島, モナコ, ラトビア, リトアニア, リヒテンシュタイン, ロシア (下線部以外の国・地域は、我が国と情報交換協定のみ又は、税務行政執行共助条約のみ(ないし両方)を締結している)
我が国と租税条約・協定の締結がない国・地域(3)	ガボン, セルビア, ブルキナファソ

本条約の各締約国は、その既存の租税条約のいずれを本条約の適用対象とするかを任意に選択することを認めています。本条約は、各租税条約の全ての締約国がその租税条約を本条約の適用対象とすることを選択したものについてのみ適用され、各租税条約のいずれかの締約国が本条約の締約国でない場合、又は、その租税条約を本条約の適用対象として選択していない場合には、本条約はその租税条約については適用されません。我が国が本条約の適用対象として選択している我が国の租税条約の相手国・地域は 35 カ国・地域で、本条約に署名した 67 カ国・地域には含まれていないサウジアラビア・マレーシア・香港が含まれています。

## 2. 本条約の構成とBEPS防止措置

本条約は次の前文及び7つのパートから構成されており、4つのBEPS措置(行動2:ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化、行動6:租税条約の濫用防止、行動7:恒久的施設認定の人為的回避の防止、行動14:相互協議の効果的実施)を含んでいます。

前文

第1部(適用範囲及び用語の解釈):第1条～第2条

第2部(ハイブリッド・ミスマッチ):第3条～第5条

第3部(条約の濫用):第6条～第11条

第4部(恒久的施設の地位の回避):第12条～第15条

第5部(紛争解決の改善):第16条～第17条

第6部(仲裁):第18条～第26条

第7部(最終規定):第27条～第39条

本条約全文につきましては下記のURLをご参照ください。

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/international/press\\_release/20170608mli\\_b.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/20170608mli_b.pdf)

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/international/press\\_release/20170608mli\\_a.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/press_release/20170608mli_a.pdf)

## 3. 我が国の本条約における選択適用等

本条約の各締約国は、本条約に規定する租税条約に関連するBEPS防止措置の規定のいずれを既存の租税条約について適用するかを所定の要件の下で選択することができます。本条約のBEPS防止措置の規定は、原則として各租税条約の全ての締約国がその規定を適用することを選択した場合にのみその租税条約について適用され、各租税条約のいずれかの締約国がその規定を適用することを選択しない場合には、その規定はその租税条約については適用されません。本条約についての、我が国の選択的な適用ないしは非適用とされる規定等は以下の通りです。

我が国が適用することを選択している本条約の規定等	我が国が適用しないことを選択している本条約の規定
① 課税上存在しない団体を通じて取得される所得に対する条約適用に関する規定(第3条)	① 二重課税除去のための所得免除方式の適用の制限に関する規定(第5条)
② 双方居住者に該当する団体の居住地国の決定に関する規定(第4条)	② 特典を受けることができる者を適格者等に制限する規定(第7条)
③ 租税条約の目的に関する前文の文言に関する規定(第6条)	③ 配当を移転する取引に対する軽減税率の適用の制限に関する規定(第8条)
④ 取引の主たる目的に基づく条約の特典の否認に関する規定(第7条)	④ 自国の居住者に対する課税権の制限に関する規定(第11条)
⑤ 主に不動産から価値が構成される株式等の譲渡収益に対する課税に関する規定(第9条)	⑤ 契約の分割による恒久的施設の地位の人為的な回避に関する規定(第14条)
⑥ 第三国内にある恒久的施設に帰属する利得に対する特典の制限に関する規定(第10条)	
⑦ コミッショネア契約を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避に関する規定(第12条)	
⑧ 特定活動の除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避に関する規定(第13条)	
⑨ 相互協議手続の改善に関する規定(第16条)	
⑩ 移転価格課税への対応的調整に関する規定(第17条)	
⑪ 義務的かつ拘束力を有する仲裁に関する規定(第6部)	

#### 4. 本条約による租税条約の適用

本条約は、署名した5カ国・地域によって批准書・受諾書・承認書が寄託された日に開始する3カ月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生じ、その後の批准書等寄託国・地域については、それぞれの寄託から同様の所定期間満了後に効力を生じます。我が国においては、国会の承認等を経て、本条約の批准書等の寄託されることとなります。

本条約は、本条約の適用対象となる各租税条約の全ての締約国について本条約が効力を生じてから所定の期間が満了した後に、その租税条約について適用が開始されます。従って、我が国が本条約の適用対象として選択している我が国の租税条約の相手国・地域が本条約の署名国である場合には、本条約発効後、我が国と租税条約締結国とのそれぞれの批准書等寄託後の所定期間経過後に、両国が選択適用とした条項等について本条約が適用されることとなります。

従って、本条約の署名国・地域で我が国が本条約の適用対象として選択している 32 カ国・地域(香港も含めると 33)との租税条約については、相手国・地域の本条約の選択的適用条項等 (<http://www.oecd.org/tax/treaties/beps-mli-signatories-and-parties.pdf>)を確認し、既存の租税条約等の規定がどのように修正されるのかを分析し、今後のビジネスへの影響を検討することが必要となります。本条約の署名国で、我が国が本条約の適用対象として選択していない国・地域については、本条約の発効による直接の影響はありませんが、今後の 2 国間・地域での改正動向に留意する必要があります。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話：03-5251-2400(代表)

Email: [pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com](mailto:pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー

川崎 陽子

03-5251-2450

[yoko.kawasaki@pwc.com](mailto:yoko.kawasaki@pwc.com)

パートナー

鬼頭 朱実

03-5251-2461

[akemi.kitou@jp.pwc.com](mailto:akemi.kitou@jp.pwc.com)

ディレクター

荒井 優美子

03-5251-2475

[yumiko.arai@pwc.com](mailto:yumiko.arai@pwc.com)

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 570 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 223,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2017 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) をご覧ください。